

参加無料

日本知的財産仲裁センターシンポジウム
日本知的財産仲裁センターのトリセツ第2弾！
知財紛争解決は訴訟だけではない！
センター調停を利用してみませんか？

～仲裁センター調停の活用ノウハウ・気軽に利用できる仲裁センター相談～

日本知的財産仲裁センターは、日本弁護士連合会と日本弁理士会とにより設立され、弁護士と弁理士が共同で知的財産に関する紛争解決に当たるADR(裁判外の紛争解決)機関です。知的財産に関する紛争解決又はその予防目的で、知的財産仲裁センターを活用していただくための実務セミナーを下記の通り開催いたします。

日時

2024年11月22日(金)

14:30～17:15

名古屋商工会議所2階ホール

(ライブ配信あり。Zoom又はYouTubeを予定)

内容

- ライブ配信を聴講される方へ
 - ・ライブ配信を視聴可能なPC、タブレット又はスマートフォンをご用意ください。
 - ・開催日までに当日視聴用URL(限定公開)をメールでお送りします。
 - ・当日お時間になりましたら、お送りしたURLよりご参加いただけます。

知的財産仲裁センターの調停と相談のトリセツ (14:35～17:15 休憩10分)
～調停利用の参考事例の紹介と相談活用法の紹介～

企業がそれぞれの立場において抱える知財問題、例えば、商標使用に著作権が絡む事案、共同事業開始・解消に際して知っておくべき知財事案、事業部間において利害が相反する事案、を例として、当センターにおける調停利用パターンを寸劇等を踏まえて紹介します。併せて、弁護士と弁理士の双方が対応するという当センターの特徴と当センターを効果的に活用する方法を説明します。

申込方法等

参加をご希望される方は、裏面の申込書又は右記2次元コードより2024年11月15日までに申し込み下さい。
※弁理士は別途メールにて申込み案内しますので当案内で申込みされないようお願いします。
なお、単位認定は会場参加の弁理士のみ。

- 定員 会場 200名(定員になり次第、締め切らせていただきます)
※ライブ配信も行います。
- 主催 日本知的財産仲裁センター名古屋支部、名古屋商工会議所、
日本弁理士会東海会、愛知県弁護士会、
中部弁護士会連合会、弁護士知財ネット(中部地域会)
- 後援(予定) 中部経済産業局、愛知県、名古屋市、一般社団法人愛知県発明協会
- 対象 企業経営者、知財担当者、一般の方々及び弁護士、弁理士



お問い合わせ

日本知的財産仲裁センター名古屋支部事務局

日本弁理士会東海会内 TEL:052-211-3110 FAX:052-220-4005

◆お申し込み方法

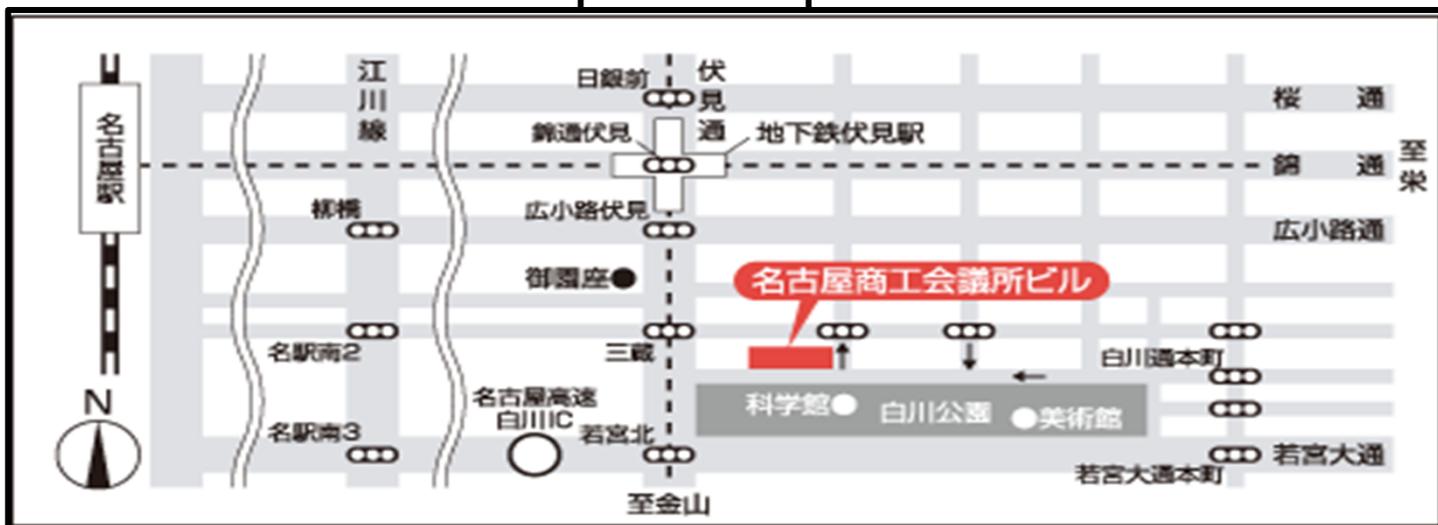
参加をご希望される方は、インターネット又は郵便、ファクシミリ（下記申込書に所定事項をご記入の上本状を送付してください）にて下記までお申し込みください。後日入場券を郵送いたします。

なお、オンライン視聴をご希望の方は表面の2次元バーコードによりお申し込みください。

◆締切り 2024年11月15日(金)

◆申込み、お問合せ先 日本知的財産仲裁センター名古屋支部事務局
〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19名古屋商工会議所ビル8F 日本弁理士会東海会内
TEL:052-211-3110 FAX:052-220-4005

会場地図



日本知的財産仲裁センター名古屋支部 事務局 行 (FAX052-220-4005)

日本知的財産仲裁センターシンポジウム 参加申込書

右記 □自宅宛 □会社宛 に入場券 の送付を 希望	お申込者名	(フリガナ)		(役職)	
	ご住所	〒 -			
	会社・団体名			(部署)	
	電話番号		FAX		
	メールアドレス				

※いただきました個人情報は、本セミナーを円滑に実施するために必要な範囲に限り利用します。
また当支部からのイベント情報の提供に利用させていただくこともあります。